



2020年2月13日

各位

会社名 大和ハウス工業株式会社  
(コード番号 1925 東証第1部)  
代表者名 代表取締役社長 芳井 敬一  
問合せ先 常務執行役員 IR室長 山田 裕次  
電話番号 (06) 6225-7804

### 業績連動型株式報酬制度における株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象とする信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度導入のために設定された信託を「本信託」といいます。）の受託者が行う当社株式取得に係る事項について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

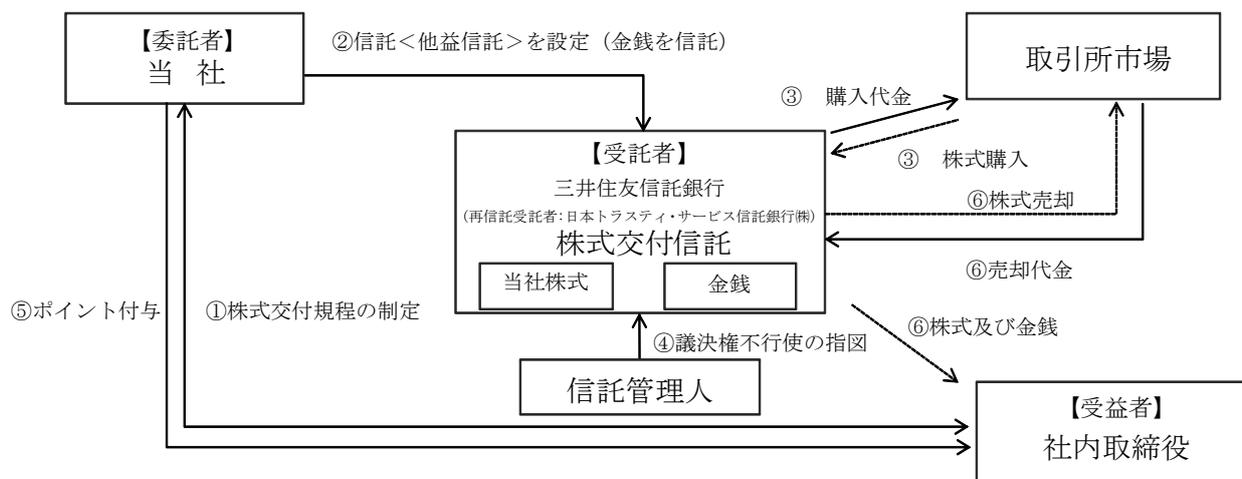
#### 1. 本信託の概要

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4) 受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定
(6) 議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	2016年8月10日
(9) 金銭を追加信託する日	2020年2月20日
(10) 信託終了日（継続後）	2022年8月末日（予定）

#### 2. 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得価額の総額	247.5百万円（上限）
(3) 取得する株式の総数	70,000株（上限）
(4) 株式の取得方法	取引所市場における取引からの取得
(5) 株式の取得時期	2020年2月20日～2020年2月28日（予定）

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする株式交付規程を制定します。  
(2016年8月に制定済)
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託(他益信託)を設定します(本信託)。その際、当社は受託者に株式取得に必要な金銭(ただし、当社の取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。)を追加信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(取引所市場(立会外取引を含みます。))から取得する方法によります。)
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社及び当社役員から独立している者とします。)を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託(再信託)します。

以上